

宇 中 創 第 3 号
令和 2 年(2020 年)4 月 21 日

宇部市監査委員 様

宇部市長 久保田 后子

監査の結果に基づく措置の通知について

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

報告 年度	監査対象の 部（委員 会）・課等	指摘を受けた事項	指摘に対する改善措置 等
令和 2 年度	総合戦略局 共生社会ホ ストタウン 推進グルー プ	<p>事業完了後に市に提出された「収支決算書」の検証が十分でないもの</p> <p>宇部市まちづくり会社運営費補助金は、中心市街地の活性化とエリアマネジメントに寄与しながら収益的自立と公共の福祉向上を目指すことを目的として、宇部市まちづくり会社運営費補助金交付要綱に基づき、株式会社にぎわい宇部の運営及び事業に要する経費に対して交付されているものである。</p> <p>株式会社にぎわい宇部による収支決算書によれば、平成30年度の補助金に係る運営費は1,313万2,691円となっており、1,320万2千円の交付額に対して6万9,309円が過大に交付された形となっている。</p> <p>同様に、平成29年度においては、1,320万2千円の交付額に対し、同運営費は1,258万5,833円となっており、その差額は61万6,167円となっている。</p>	<p>過大交付については、返金を求め、2月14日に入金を確認しました。</p> <p>また、減価償却費については、令和2年度の補助金から当該金額を差し引いて交付を行います。</p> <p>なお、令和元年度の減価償却費は、補助金の交付対象経費としていません。</p> <p>今後は、株式会社にぎわい宇部の収支決算書など決算資料の検証を十分に行い、適切な事務処理を行います。</p>

報告 年度	監査対象の 部（委員 会）・課等	指摘を受けた事項	指摘に対する改善措置 等
令和 2 年度	総合戦略局 共生社会ホ ストタウン 推進グルー プ	<p>補助金交付要綱第7条第2項によれば、補助金に関する収支決算書において余剰金が生じる場合は、その2分の1は次年度事業費への充当を目的として繰り越すことができるとされているものの、次年度事業費への充当がなされた形跡は認められない。</p> <p>また、減価償却費についても、そもそも当該年度に実際の支出を伴っておらず、補助金の交付対象経費として捉えることは適当ではない。</p> <p>補助金の交付に当たっては、交付目的に沿った適切な執行に向け、あらためて交付要綱の見直しを含めた内容の検討を行うとともに、事業完了後に市に提出された収支決算書の検証を十分に行い、これら過大に交付した補助金の返還等の手続を含め、適切な対応を図られたい。</p>	